

平成24年度生活保護業務の実施方針

小田原市福祉事務所

【実施方針策定の背景】

本市における生活保護受給者数は、依然として増加傾向にあり、高齢世帯が約半数を占める中、リーマンショック以降の経済・雇用情勢の影響を受け、いわゆる「その他世帯」に分類される稼働能力を有する者の増加が顕著となっている。国では景気回復の兆しが見えるものの、本市の有効求人倍率は0.81（平成23年12月時点）と依然として厳しい状況が続いていることから、生活保護受給者の増加は当面続くものと考えられる。

また、昨今の社会情勢の変化により、ホームレス問題やドメスティックバイオレンス、ニート、ひきこもり、不登校児童などが深刻な社会問題としてクローズアップされており、生活保護に至る経緯は複雑多岐に渡っているのが現状である。そして社会的なセーフティネットである生活保護制度が担うべき責務として、常に現代的な社会問題への対応が求められ、その実施機関として、適正な判断と運営がより一層重要視される。

このような社会的要請に対応していくために、自立支援プログラムの活用や現業員における個別指導、第2のセーフティネット関連施策への対応などに対し、組織的かつマニュアル化した実施体制の強化が求められている。同時に、生活保護の適正実施に向けた取り組みを行うことにより、事務執行の一層の効率化や迅速化等の社会的要求に応えていくことも強く認識していかなければならない。

平成23年度における実施方針に対する評価として次の点があげられる。

I 相談援助活動の推進

依然として増加の一途をたどる生活困窮者からの相談に対しては、非常勤特別職で面接相談員3名を採用したことにより、充実した継続的かつ安定的相談体制を維持できるようになり、現業員の負担の軽減を図ることができた。また、面接相談員が障害年金に関する知識を習得したことにより、障害年金申請支援プログラム参加者が増え、他法他施策を十分に活用することができるようになった。

定期的に各地区で開催される民生委員の会合等に出席して生活保護制度に対する理解を求めるとともに、近隣福祉事務所との意見交換会により、有益な情報交換を行うことができ、多方面において協力を得ることができた。

II 実施体制の強化

査察指導員が現業活動の掌握を常時行い、訪問活動の進行管理を細かく行うことで、ケースワーカーの訪問に対する意識の高揚を図った。

平成23年度中に市内に4か所の無料低額宿泊所が開設したため、本福祉事務所が利用する無料低額宿泊所を運営するNPO団体に参加を呼びかけ説明会を開催し、生活保護制度や指導方針等を繰り返し説明することにより、自立支援に対する協力を求めた。

ホームレスの方については、ボランティア団体と連携し的確に情報を把握するとともに、居宅設営や無料低額宿泊所への入所支援などを継続して実施した。

III 生活保護の適正実施

査察指導員が生活保護世帯の援助方針に対する進行管理を細かく行うとともに、定期的に現業員が相互にケースファイルを点検することにより、誤認定等の早期発見及び是正することができた上に、現業員の専門知識の習得や意識の高揚を図ることができ、誤認定等の件数を減少させた。

仕送り収入を認定している生活保護受給者について、当該受給者の収入申告による確認だけではなく、扶養義務者に連絡を取り、仕送りの履行状況を確認するとともに、休日を利用して市内居住の扶養義務者に対し実地調査を行うことで、扶養義務調査の徹底を図った。

「生活保護受給に対する法的措置に係る事務要領」及び「生活保護不正受給に対する刑事告訴等の対応指針」を施行し、不正受給者について所内で個別に処遇についての検討を行った。

IV 自立支援プログラムの充実

就労支援プログラムについては、3名の就労支援員（非常勤特別職）が、対象者の就労意欲を喚起するなど重点的に支援することで、プログラムへの参加者が増加した。また、ハローワークで開始した「福祉から就労」支援事業も積極的に活用し、ハローワークとの連携強化を図ることにより、早期自立に向けた支援を推進した。

その他のプログラムの進行状況についても査察指導員が一括管理し、定期的にケースワーカーに対してヒアリング等を行うことで円滑に推進した。

V 医療扶助・介護扶助の適正運営

電子レセプトの導入により、レセプトが効率的に点検できるようになり、円滑な資格審査の実施及び頻回受診の抑制を図った。また、ジェネリック医薬品については、全被保護世帯に内容説明のパンフレットを送付することにより、積極的な利用促進を図った。

2名の退院促進員（非常勤特別職）により、退院促進個別援助プログラムを一層充実させ、長期入院患者の退院促進を援助し、年々増大する医療扶助費の抑制を図った。

一方、平成23年度の実施方針の中で定めた次の事項については、十分な機能を果たせていないと判断される。

保護の実施体制については、人事担当部門への人員要望により平成24年度4月1日付けで現業員2名の増員が図られたが、依然として社会福祉法で定める標準数に対して4名の不足が生じているため、引き続き、人事担当部門に現業員の増員要望を実施していく必要がある。

生活保護受給者に対する不利益処分につながる可能性のある、生活保護法第27条における文書指導指示実施の手続きについては、福祉事務所内（以下「所内」という。）での検討が十分になされていない事例や、指示内容が不明確な指導指示書が散見されるため、ケース診断会議の充実を図るとともに、事務手続きの適正実施に努めていく必要がある。

生活保護受給者の収入状況の把握が不十分な事例が散見され、生活保護法第63条及び同法第78条の適用が増加しているため、定期的に自主的内部点検を実施するとともに、現業員の事務処理に対して、査察指導員による進行管理の徹底を図ることにより、早期に収入状況の把握を行う必要がある。また、管外に住民票がある者も含めた課税調査についても、課税資料が閲覧可能になりしだい速やかに実施する必要がある。

以上を踏まえ、社会保障制度の根幹としての生活保護法のもつ意義と役割を十分に認識し、また、市民の最後の拠り所である本法を安定的かつ有効に機能させるため、本市における平成24年度の生活保護業務の実施方針（基本事項）を次のように定める。

I 相談援助活動の推進

(1) 面接相談の適正な対応

昨年度から面接相談員（非常勤特別職）3名を採用し相談体制を強化することができた

ことから、保護の相談の段階で制度の仕組みを十分に説明するとともに、他法他施策や地域の社会資源の活用等についての助言を適切に実施し、保護の申請権を侵害していると疑われるような行為を慎むよう努めるなど、適正な対応に取り組む。

(2) 民生委員等との連携

民生委員等との連携を更に密にして、生活困窮者の把握及び生活保護世帯の情報収集等に努める。定期的に民生委員の会合等に参加するなど顔の見える関係を構築し円滑な業務推進を図る。

(3) 関係機関との連携による他法他施策の活用

生活困窮者に対する生活相談の中で、他法他施策を十分に活用できるよう、職員の知識の涵養に努めるとともに、関係機関との連携を強化する。

II 実施体制の強化

(1) 査察指導機能の充実

査察指導員は現業員の活動を常に把握するとともに、現業員に適宜必要な指示・助言が出来るようエクセルにより査察指導台帳を進行管理するなど、きめ細やかな業務の推進及び迅速な対応に努める。また、ケースワークの基礎となる訪問活動の進行管理を行うとともに、生活保護世帯の実態に応じた援助方針やケース格付となっているかを常時チェックする。

(2) 保健・医療・福祉・労働・警察等との協力体制の強化

被保護者が抱える福祉ニーズの多様化に対応するため、関係機関との協力体制を緊密にしていく。

近年、暴力団員及び元暴力団員からの保護申請、薬物使用者の増加、傷害・恐喝事件等、生活保護に関する事件が多発しているため、引き続き、警察との連携強化を図っていく。

(3) 現業員の確保及び資質向上

本年度、現業員2名が増員されたが、依然として社会福祉法で定める標準数に対して4名不足しているため、来年度の現業員の確保に向けて、人事担当部門に積極的に増員要望を行っていく。

また、業務遂行に必要な専門知識や技能習得のために、所内研修会を実施するとともに、外部の研修会・研究会に積極的に参加する。

(4) ホームレスの方への対応

ホームレスの方に対しては、定期的に市内を巡回し、無料低額宿泊施設を運営するNPO団体やボランティア団体とも連携を図りながら、自立支援を促進する。居宅設定を行った方については、その後の生活が安定できるように支援を行う。

(5) 所内チーム編成の確立

生活保護業務はチームワークにより対応する必要性が生じるため、査察指導員及び現業員により自立支援、システム対応、住宅手当、無料低額宿泊所入所者支援、不正受給対策、ホームレス対策、滞納整理対策、自主的内部点検といった8つのチームを編成し、各懸案事項及び各種業務等について組織的な対応を図る。

Ⅲ 生活保護の適正実施

(1) 自主的内部点検事業の確立

自主的内部点検チームを組織し、自主的内部点検の年間スケジュールを立てるとともに、現業員が相互にケースファイルをチェックするシステムを確立し、各種加算や収入等の誤認定の早期発見、早期是正に努める。

(2) 扶養義務調査の徹底

仕送り収入を認定している生活保護受給者については、当該受給者からの収入申告による仕送り収入の確認だけでなく、定期的に扶養義務者に連絡を取り、仕送りの履行状況を確認するとともに、高齢者ケースとの交流継続や引き取り等の交渉を行う。また、休日を利用して、市内居住の扶養義務者に対して実地調査を行う等、扶養義務の履行を強く求める。

(3) 課税調査の徹底及び早期実施

市内及び市外に住民票のある生活保護受給者の課税調査を課税資料の閲覧可能な時期に速やかに実施し、未申告収入が判明した際には、現業員が早期に是正に向けた対応をするよう、査察指導員が調査結果の確認及び事務処理の進行管理を行い、組織的な実施体制を整備する。

(4) 不正受給者への対応

不正就労をはじめ、不実の申告、母子家庭における児童扶養手当の支給要件欠如等、保護の適正実施のために生活保護法第29条による調査の実施等を推進する。車両の保有や運転等については、訪問時の確認事項として注意深く行い、事実が発覚した場合には速やかに指導を行う。

また、悪質な不正受給者に対しては、生活保護法第78条の適用のみではなく、昨年度から施行した「生活保護受給に対する法的措置に係る事務要領」及び「生活保護不正受給に対する刑事告訴等の対応指針」に則り、所内で十分に検討を行い、厳正かつ慎重に刑事告訴等の処置を行う。

(5) 不利益処分における事務手続きの適正実施

生活保護受給者に対する生活保護法第27条の適用については、当該受給者の不利益処分に繋がる可能性があるため、ケース診断会議等において、適用に至る経過、原因、適用の可否等を所内で十分に検討し、適用する場合は明確かつ適切な指導・指示内容を明示する等、事務手続きを含め、適正実施に努める。

(6) 適切な債権管理の推進

年々増加する生活保護法第63条及び第78条の適用による債権の発生に対応し、滞納整理対策チームを編成し、債務者の納付状況を常時把握し、滞納者に

対しては督促、催告等を実施する等、適切な債権管理を推進する。

IV 自立支援プログラムの充実

(1) 就労支援プログラムの強化

平成17年度より就労支援事業を実施してきたが、就労意欲のあるものについては、一定の成果をあげている。就労支援員による意欲喚起を中心とした就労支援により、被保護者の意識の高揚を図るとともに、ハローワークとの連携強化を図りながら、ハローワークで開始した「福祉から就労」支援事業を活用し、生活保護からの早期自立に向けた支援を推進する。

(2) ニート・ひきこもり等支援プログラムの推進

社会問題としてクローズアップされる不登校児童、ニート、ひきこもり等に対応するため、非常勤特別職として自立支援員1名を採用する。不登校児童に対しては教育委員会等の関係機関と連携を図り、訪問支援及びスクールカウンセラー等との連絡調整を行い、家庭環境の調整を含めて児童の健全な育成を支援する。また、稼働年齢層でありながら、メンタルケアを要するニート、ひきこもりに対しては、訪問支援及び支援団体との連絡調整を行い、就労に向けた支援環境を整備する。

(3) 自立支援プログラムの実施及び改定

各自立支援プログラムの実効性をより高めるために、引き続き問題点や矛盾点を洗い出し、適宜、改定を行い、他法他施策の有効活用を図る。

V 医療扶助・介護扶助の適正運営

(1) 嘱託医の有効活用

医療扶助受給者の生活指導及び稼働能力の有無について、嘱託医からの指導・助言を有効に活用する。

(2) レセプト点検・医療扶助業務の委託

レセプト点検、医療券、要否意見書の発行管理、医療ファイルの整備等については、昨年度に引き続き専門能力を有する事業者へ委託し、効率的な事務執行を推進し、医療扶助の適正実施を図る。また、常に最新状態に整備された医療ファイルに基づき、生活保護受給者の病状等を的確に把握し、処遇の充実を図る。

(3) 長期入院患者の退院促進

退院促進個別援助プログラムをより一層充実させ、長期入院患者の退院促進を援助し、年々増大する医療扶助費の抑制を図る。

(4) 向精神薬における適正受診の徹底

複数の医療機関において重複して向精神薬を処方されている生活保護受給者については、電子レセプトを確認して台帳を整備し、主治医訪問、囑託医協議等により重複処方についての内容の適否を審査し、適正受診の徹底を図る。

(5) ジェネリック医薬品の利用促進

医療扶助を適用する生活保護受給者に対し、ジェネリック医薬品の利用促進を図るため、昨年度作成したパンフレットを福祉事務所内に配架するだけでなく、市内各支所及び連絡所に配架し、被保護者が受診前に傷病届を提出する際にパンフレットを渡してもらうよう依頼し、医療扶助費の削減に努める。

(6) 介護扶助の適正な実施

非常勤特別職として介護事務支援員1名を採用し、介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合、ケアプランの確認及び見直しのための指導、要介護状態にある高齢者の介護施設入所支援等を行い、介護扶助の適正な実施を図る。

平成24年度生活保護業務の実施方針に基づく事業計画

小田原市福祉事務所

事項	年月												備考	
	24年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 1月	2月	3月		
重点項目	就労支援事業(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	就労支援員によりきめ細かな就労支援及び「福祉から就労」支援事業の活用。
	収入・資産状況調査、扶養義務調査等(適正化対策事業)				○	○	○	○	○	○				
	扶養義務者実地調査事業(適正化対策事業)			○	○	○	○	○	○			○	○	休日を利用して、市内在住の扶養義務者に対し、実地調査を行う。
	病状調査の強化(自主的内部点検事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ケースファイル相互確認(自主的内部点検事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自主的内部点検チームは年間計画を策定し、現業員全員で相互にケースファイルをチェックする。
無料低額宿泊所入所者に対する支援の強化(自主的内部点検事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無料低額宿泊所支援チームは隔月で会議を実施し、支援対策を検討。	
課題改善	障害者年金受給資格確認業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害年金申請プログラムにより確認を行う。	
	自立支援法医療適用確認業務		○		○		○		○		○		レセプトにて適用の有無を確認。	
	不正受給者対策業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	課税台帳確認だけでなく、銀行取引明細等の確認を行う。必要に応じて不正就労の疑いがある場合については、家庭訪問活動の強化をするとともに、現地調査についても実施する。	
	仕送り収入確認業務			○									仕送り認定している被保護者の扶養義務者に対して、仕送りの履行状況を確認する。	
費用返還・戻入金収納状況把握業務(自主的内部点検事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	滞納整理対策チームは常時返還金の収納状況を把握し、地区担当員と連携して督促を行う。	
経常業務	収入把握等	一斉収入申告徴収			○									
		年金改定			○	○								
		課税状況調査			○	○	○							
		恩給改定・老齢福祉年金				○								
		児童扶養手当改定・除外	○				○				○			
		子ども手当認定替え			○					○			○	
	教育扶助	賞与認定・特別控除		○	○	○	○			○	○	○	○	
		教材費調査(小・中)			○					○				
		教材費支給(小・中)				○					○			
		給食費除外					○							
		給食費認定						○						
		給食費調査											○	
	一括認定	平常着・入学準備金支給											○	
		基準改定・冬季加算除外											○	
		代理納付保険料認定替え	○							○				
		冬季加算認定								○				
	住宅扶助	公営住宅家賃認定替え											○	
	病状調査	長期入院患者病状調査				○				○	○	○	○	退院促進員によりきめ細かな支援を実施する。
	レセプト点検(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	介護ケアプランの点検(適正化対策事業)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	介護事務支援員を採用し、ケアプランを点検し介護扶助の適正実施を図る。
ケース棚卸											○	○		
ケース検討会・診断会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
事務指導監査									○					
統計	全国一斉調査				○	○								
研究会	所内会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月末に開催。他法他施策についての研修及び事務改善、福祉事務所の課題について検討を行う。	
研修	新任職員研修	総括・医療・介護扶助研修	○											
		OJT(第1期)	○	○	○									
		OJT(第2期)				○	○	○	○	○	○	○	○	
	嘱託医研修											○	一般・精神と隔年で具体的なケース事例に基づき研修を行う。	
	外部講師研修(適正化対策事業)											○		
外部研修	全国研修会(ケースワーカー)			○										
	県新任地区担当員研究協議会			○					○					